

金沢美術工芸大学大学院美術工芸研究科（修士課程）の学位授与にかかる修士作品審査基準について

平成 30 年 6 月 7 日

内規第 18 号

（趣旨）

第 1 金沢美術工芸大学学位規程（平成 22 年規程第 39 号。以下「学位規程」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき提出された修士作品（芸術学専攻の学生にあっては、修士論文とする。以下同じ。）の審査について、学位規程第 17 条の規定に基づき基準を定める。

（評価基準）

第 2 修士作品について、以下の基準により評価する。

1) 絵画・彫刻・工芸専攻

- (1) 評価の対象となる提出作品が修士の学位を授与するにふさわしい質があること。
- (2) 独自の視点や新たな地平を切り開くような創造性を有する作品であること。
- (3) 素材、技法に関して十分な研究がなされ、作品における表現技術が習熟されていること。
- (4) 時代性を反映しており、全国的な通用性を有していること。
- (5) 研究に将来性があり、社会の発展に寄与する可能性を有していること。

2) 芸術学専攻

- (1) 研究テーマの学問的意義とその適切性
- (2) 先行研究の網羅的な調査
- (3) 理論的、実証的分析の妥当性
- (4) 論旨・主張の整合性と一貫性
- (5) 形式的要件 40,000 字以上

3) デザイン専攻

- (1) 創造性を有する研究であること。
- (2) 適切なデザインプロセスをとっていること。
- (3) 作品におけるハード・ソフト面の融合がなされていること。
- (4) 時代性・社会性を有していること。
- (5) 研究に将来性があり、デザイン専門分野の発展に寄与する可能性を有していること。

（雑則）

第 3 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この内規は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。